

新型コロナウイルス感染症に対応した 避難所運営ガイドライン

令和2年6月
宮城県

目 次

はじめに	-----	1
1 事前対策		
(1) 住民への広報	-----	1
(2) 資機材の備蓄	-----	1
(3) 三つの密を避けるための避難所の確保	-----	2
(4) 避難所のレイアウトの作成	-----	2
(5) 感染者等の避難方法の具体化	-----	3
(6) 避難所の運営等に係る役割分担	-----	3
(7) 避難所運営マニュアルの策定や訓練の実施	-----	3
2 避難所の開設・運営		
(1) 初動対応	-----	4
(2) 可能な限り多くの避難所の開設	-----	4
(3) 事前受付の設置	-----	4
(4) 感染予防対策	-----	5
(5) 発熱や咳等の症状がある方への対応	-----	6
(6) 新型コロナウイルス感染者が確認された場合の対応	-----	6
(7) 避難者名簿の作成	-----	7
(8) 車中泊（車中避難）等への対応	-----	7

はじめに

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し、避難所を開設、運営する際は、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を行うとともに、三つの密（密接・密閉・密集）を避ける等、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する必要があります。

宮城県では、事前対策や避難所の開設・運営のための具体的な対応策をあらかじめ検討することにより、災害発生時に避難を要する住民の安全・安心を確保するため、避難所の運営に関するガイドラインを取りまとめました。

各市町村におかれましては、本ガイドラインを参考として対応について検討し、災害時には住民と協力するほか、管轄保健所と連携し、円滑な避難所運営のための体制を構築していただきますようお願いいたします。

また、災害時は命が最優先であることを前提に、災害時の避難所における避難者の受け入れ・運営を実施してください。

1 事前対策

(1) 住民への広報

- ① 住民が避難する前に準備、検討することを事前に周知する。
 - ・避難とは、難を避けること、つまり安全を確保することであり、まずは自宅の災害の危険性をハザードマップ等で事前に確認し、自宅で安全確保ができる場合は自宅避難も検討する。
 - ・避難所以外への避難を検討する。（安全確保ができる親戚や友人の家）
 - ・生活必需品やマスク、石鹸、手指消毒用アルコール、体温計、スリッパ、ゴミ袋等の避難者個人の衛生用品は持参を基本とする。
 - ・服薬している薬や体調管理のためのサプリメント、おくすり手帳等を用意する。
 - ・避難所に行く際はマスクを着用する。
- ② 避難所の感染症対策（可能な限り1～2m間隔の確保等）を周知する。
- ③ 避難情報等を基に早期避難を徹底するよう周知する。

(2) 資機材の備蓄

- ① 資機材の準備
 - ・受付時等に避難者の体温を測る非接触型体温計やサーモグラフィ等
 - ・パーティションや間仕切り、簡易テント、段ボールベット等
- ② 備蓄品の拡充
 - ・マスク、石鹸、アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム、除菌ウェットティッシュ

- ・ シュ, ペーパータオル等
- ・ マスクが確保できない場合, キッチンペーパーやタオル等の代用品
- ・ 避難所の区割りに使用するポール(2m程度)と養生テープ等
- ・ 眼の防護具, 使い捨て手袋, 長袖ガウン(ゴミ袋, カップでの代用可)等

(3) 三つの密を避けるための避難所の確保

避難所の過密状態を避け, 人と人の距離を確保するため, これまでの災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保する。

【指定避難所以外の避難所の確保】

- ・ 指定避難所以外の施設として, 高校, 大学, 専門学校, 宿泊施設(ホテル・旅館等)の活用を検討する。
- ・ 要配慮者(高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等)の避難先として, 福祉避難所等が不足する場合を想定し, 宿泊施設(ホテル・旅館等)の確保を検討する。
- ・ 車中泊は推奨しないが, 感染を恐れて車中泊が増えることが想定されるため, 車中泊に備えた場所の確保を検討する。

(4) 避難所のレイアウトの作成(資料1-1~資料1-4)

- ① 可能な限り1~2m間隔で占有場所を確保するレイアウトを作成する。
- ② 発熱や咳などの風邪の症状等がある方を早期発見できるよう, 避難所入口の外に「事前受付」を設置する。
- ③ 発熱や咳などの風邪の症状等がある方や濃厚接触者の「専用スペース」を設置する。「専用スペース」は個室とすることが望ましいが, 個室を確保できない場合はパーティションや簡易テントを設け感染防止を図る。
- ④ 学校(体育館)等の大規模な避難所の場合, 教室等を活用した「居住スペース」「専用スペース」の分散化を検討する。
- ⑤ トイレ, 洗面所, 洗濯場や携帯電話の充電場所等では, 三つの密を避けた運用が重要である。

- ・ 専用スペースには, 専用トイレを確保することが望ましい。携帯トイレ(段ボールトイレ等)の設置も検討する。
 - ・ 飛沫感染防止のため, パーティションの高さは2m程度を確保する。
- ⑥ パーティションや簡易テントは, 個室を確保できない場合の専用スペースで優先的に使用するが, 居住スペースにおいても積極的に活用する。
- ⑦ 専用スペースと居住スペースの動線を分け, 分離したレイアウトを検討し, 全ての動線は交差を避け, 一方通行とすることが望ましい。

【参考 ソーニングの基本】

- ◆清潔区域とウイルスによって汚染されている領域（汚染区域）を明確に区分する。
- ◆区分が分かるように、テープや張り紙等で表記する。
- ◆発熱等の症状がある方とその他の方の生活の場や動線が交わらないようにする。
- ◆汚染区域に入る前に、適切な防護具（マスクや手袋等）を着用する。
- ◆清潔区域に入る前に、使用した（身に着けている）防護具を脱ぎ、手洗い（手洗い場がない場合は、手指消毒）をする。

（５）感染者等の避難方法の具体化

- ① 新型コロナウイルス感染症患者のうち、無症状、または医学的に症状が軽い方については、宮城県と仙台市が用意する宿泊療養施設や、場合によっては自宅で療養することがある。

自宅療養をしている感染者が、災害時に、速やかに医療機関や宿泊療養施設等に避難することができない場合には、一般の避難所に避難することが想定される。自宅療養をしている感染者を避難者として受け入れる場合は、専用スペースに移動させた上で、保健所に連絡・相談し、その指示に従う。（自宅療養をしている感染者が一般の避難所へ避難した後は、保健所が感染者の安全に配慮した上で、できるだけすみやかに宿泊療養施設等の避難先へ誘導する。）

- ② 新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者（以下、「濃厚接触者」という。）や新型コロナウイルス感染が疑われて検査対象となっている者（以下、「検査対象者」という。）を受け入れる場合は、それぞれの専用スペースに移動させる。

保健所は、濃厚接触者や検査対象者に対し、一般の避難所へ避難した場合は、自ら申し出るよう事前に伝えるものとする。

- ③ 災害発生時における感染者等の安否確認方法や関係機関が連携して情報を収集する体制について、保健所等と事前に検討しておく。

（６）避難所の運営等に係る役割分担

避難所の開設や運営に係る市町村、地域住民、施設管理者等の役割を事前に決定しておく。

（７）避難所運営マニュアルの策定や訓練の実施

- ① 本ガイドラインを参考とし、新型コロナウイルス感染症対策用の避難所運営マニュアルを策定する。
- ② 市町村は、地域住民や施設管理者等と、マニュアルに沿った訓練を実施する。

2 避難所の開設・運営

(1) 初動対応

- ① 事前に決めた避難所開設担当者（市町村，地域住民，施設管理者等）は，早めに避難所を開設する。
- ② 事前に検討したレイアウトを基に，避難所を開設する。（「1－（4）避難所のレイアウトの作成」参照）

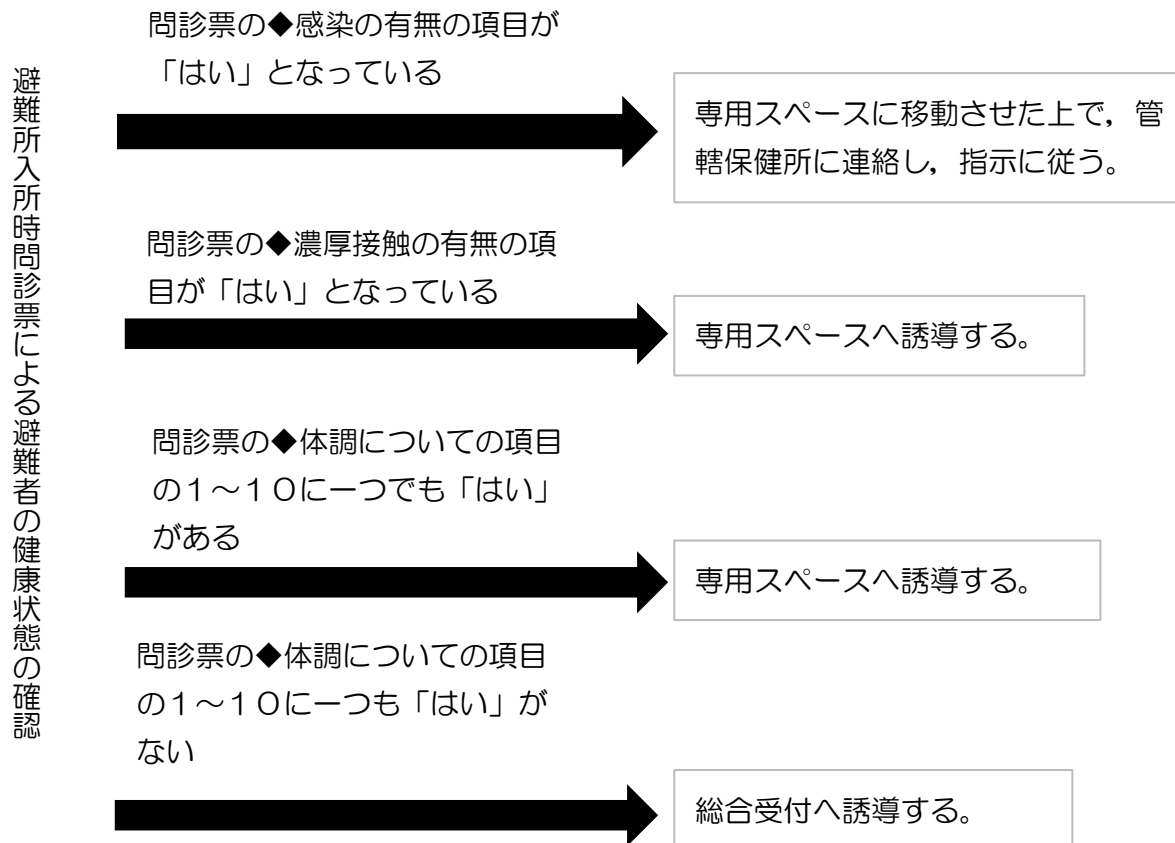
(2) 可能な限り多くの避難所の開設

- ① 学校を避難所に行っている場合は，体育館のほか教室等を活用する。
- ② 事前に確保した高校，大学，専門学校，宿泊施設（ホテル・旅館等）も避難所として活用する。

(3) 事前受付の設置（資料2）

- ① 避難者の健康状態を確認するため，避難所入口の外に事前受付を設置する。
 - ・避難所開設と同時に事前受付を設置し，運営する。
 - ・アルコール消毒液を設置し，雨天時はテントを設営する。
 - ・体育館に接続する廊下を使用する等，各避難所に応じて設置する。
 - ・避難者のマスク着用，手洗い（消毒）を徹底する。
- ② 発熱の有無や問診により，健康状態を確認する。（資料3）
 - ・非接触型体温計，サーモグラフィー等の設置が望ましい。
 - ・やむを得ず接触型の体温計を使用する場合，感染防止のため毎回消毒を実施する。
 - ・検温するスタッフは，マスクに加え，使い捨て手袋，眼の防護具を装着する。（資料4）
- ③ 事前受付の結果により，専用スペース又は総合受付へ誘導する。
 - ・発熱や咳等の症状がある方は，専用スペースへ誘導する。（「（4）発熱や咳等の症状が出た者への対応」を参照し，対応する。）
⇒発熱や咳等の症状がない方は，総合受付へ誘導する。
 - ・避難者自らが行動できるよう，案内看板等を用意する。
- ④ 事前受付の設営前に避難者が居住スペースに入った場合は，改めて1～2m間隔の区割りをを行うとともに，各避難者の体温等の健康状態を確認する。

【避難所受付時の健康状態確認フロー】



(4) 感染予防対策

① 避難所運営者の留意点

- ・事前受付を継続し、避難所に人の出入りがある毎に、体温等の健康状態を確認する。
- ・避難者及び運営スタッフに体調チェック表（資料5）を配布し、毎日体温等の健康状態を確認する。
- ・ポスターやチラシ、呼びかけにより避難者の感染症防止のための運営上の留意点を周知する。（資料6）
- ・手指消毒用アルコールは、人の出入りの多い避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、こまめに手指の消毒を行うよう徹底する。
- ・30分に1回以上、数分間程度、2方向の窓を全開する定期的な換気を実施する。

- ・手すり，ドアノブ，共用備品等の人々が接触する場所は1日最低1回消毒する。
- ・居住スペース，トイレ及び洗面所の定期的な清掃と消毒を行う。（通常の清掃に加え，糞便や嘔吐物で汚染された場合は，次亜塩素酸ナトリウム0.1%による消毒が推奨される。）（資料7）
- ・物品や食事の配給時は，一度机に置くこと等により接触感染を回避する。

② 避難者個人の留意点

- ・前後左右1～2m程度の距離を確保する。
- ・手洗い，マスク着用（睡眠中もできる限り），配布された体調チェック票（資料4）により，毎日の体温等の健康状態を確認する。（ドアノブ等の共有部分に触れた後は，特に手洗いを徹底）
- ・飛沫感染，接触感染を最小限にするため，居住スペース以外で食事をとらないことが望ましい。

（5）発熱や咳等の症状がある方への対応

- ① 専用のスペースを確保し，その際のスペースは可能な限り個室にするとともに，専用のトイレを確保することが望ましい。
- ② 学校等の大規模な避難所は，専用のスペースとして教室等を活用する。専用スペースは個室とすることが望ましいが，小規模な避難所で個室を確保できない場合は，パーティションや簡易テントを設けるか，病状等を考慮した上で，医療機関を受診するまで一時的に車中待機等を検討する。
- ③ 発熱や咳などの風邪の症状等がある方の看護は，できるだけ限られた方で実施する。
- ④ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安に該当する症状のある方が発生した場合は，市町村災害対策本部を通して管轄保健所へ連絡し，対応について協議する。

（6）新型コロナウイルス感染者が確認された場合の対応

- ① 発熱や咳等の症状があって検査を受け，感染が確認された場合は，保健所が感染者の安全に配慮した上で，できるだけすみやかに医療機関や宿泊療養施設等の避難先へ誘導する。
避難所スタッフが一時的に感染者と接触する場合は，使い捨て手袋，マスク，目の防護具を適切に選択し，装着する。その際，感染者もマスクを着用する。（資料4）
- ② 感染者が滞在していた避難所内の共用部（トイレを含む。）は，保健所の助言を受けて，消毒を行う。
- ③ 保健所の調査によって把握された濃厚接触者は専用スペースで隔離し，保健所の

助言を受けて対応する。

(7) 避難者名簿の作成

避難所内で感染者が発生した場合に濃厚接触者を特定できるように、避難者名簿には滞在区画（体育館、教室等）、滞在時間及び連絡先等を追加する。

(8) 車中泊（車中避難）等への対応

① 避難所等に避難をせず、車中泊をする避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため、軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

※気温や湿度が高い時期にはエアコンの利用等により熱中症にも注意するよう周知すること。

② 車中泊により避難生活を送っている方の健康状態の確認も定期的に行う。